

三月廿六日

廣濟寺

坪坂伯耆入道殿

參御宿所

景隆 在判

五月六日。畠山義綱、幕府の醫曲直瀬道三に能登に入國したることを報す。

【自養錄裏文書】

一四九五

態差上飛脚候。仍以計策、當月朔日七尾之儀相破、同日玉尾城乗取、同三日八代安藝入道相踏候神明之地へ入城候。府中池田要害へ者、遊佐孫右衛門尉・神保周防守其外馬廻之者共入置候。然者從七尾國中へ通路不相叶候湯山之儀も無別義候間、一國大略手ニ入分候。七尾之儀以調略可申付候。七日城于今敵相踏候條、三宅彦次郎從加州口相働、去年拵候坪山抱候。於始末者可心易候。猶富木小次郎可申候。恐々謹言。
(永祿十一年) 五月六日 義綱 在判
(曲直瀬正盛) 道三入道殿

(玉尾・神明共に鹿島郡なるべきも、今その地を明らかにせず。七日城は羽咋郡なるべし。亦所在を知らず。)

六月十九日。畠山義綱、林平三郎に、その來歸を賞して本領を安堵せしむ。

【林文書】

一四九六

就今度馳參、當本地宛行候。彌可抽忠節者也。

永祿十一年

六月十九日

義綱 在判

林平三郎殿

(本年十二月五日の條參照。)

七月六日。畠山義綱、幕府の醫曲直瀬道三に、鹿島郡神明の地を奪取せられたることを報す。

【自養錄裏文書】

一四九七

急度以飛脚申候。神明之地不慮、無是非次第候。近日重而計策子細有之候條、三宅彦次郎・八代藤五郎申付、可及行覺悟候。於時宜者可被心安候。今度様子具富木小

【胤盛】
次郎可申候。恐々謹言。
(永祿十一年) 七月六日

義綱 在判

道三入道殿

十二月五日。畠山義胤、林源右衛門尉に、鳳至郡合鹿の地を領知せしむ。

【林文書】

一四九八

今度忠節無比類候。就其浦上村爲替地、合鹿之内譽田彈正忠分一圓、諸役皆免ニ宛行候。全可致知行者也。

永祿拾壹年 十二月五日

義胤 在判

林源右衛門尉殿

(義胤は前の義綱にして、この頃より天正元年に至る間この名を用ふ。林源右衛門は本年六月十一日の條に見えたる平三郎と同人なるべし。)

永祿十二年

己巳

紀元二二二九

三月八日。福島連景、鳳至郡穴水來迎寺の天神に田地を寄進す。

【來迎寺文書】

一四九九

鳳至郡 わざと一筆申入候。仍宮參之御ふせに、天神七十七かりまいらせ候。あいのこる義、我等一だいの義、御きねんたのみ入申候。仍きまんとやう如件、と。

永祿十二年三月八日

福嶋右京進

連景 在判

來迎寺參

(本文の天神は明らかならず。來迎寺の所屬せる穴水白山社にはあらざるべし。)

五月十三日。幕府、山城石清水八幡宮に、能美郡山上郷・能美三ヶ莊及び石川郡西泉を安堵せしむ。

【菊大路文書】

山城

一五〇〇

石清水八幡宮領、加賀國能美郡山上郷・能美三ヶ莊・同石川郡内西泉事、今度依錯亂、爲兵糧米下間丹後法印押領云々、太不可然、國既無事之上者、退彼妨全領知、可被